

復興整備計画
（第6回変更）

名取市・宮城県

平成26年 6月13日

（平成27年2月13日：様式第9の追加）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
- ② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
- ③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
- ④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。また、農業の担い手を育成する宮城県農業高等学校を復旧させる。
- ⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトなまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。

(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たな魅力を創出する。
- ② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、有効な土地利用の展開を図っていく。
- ③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建するとともに、高柳地区において災害公営住宅を整備する（G-1・G-2）。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部（宮城県農業園芸総合研究所圃場隣）に移転させる（F地区）。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年2月8日に第1回変更同意
	A-1	事業の名称：閑上地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 集団移転促進事業計画については、平成25年9月11日に国土交通大臣の同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業

	F 地区	事業の名称：宮城県農業高等学校改築事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	A-2	事業の名称：閑上地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
	G-1	事業の名称：高柳辻地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
	G-2	事業の名称：高柳圭田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成29年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から平成29年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

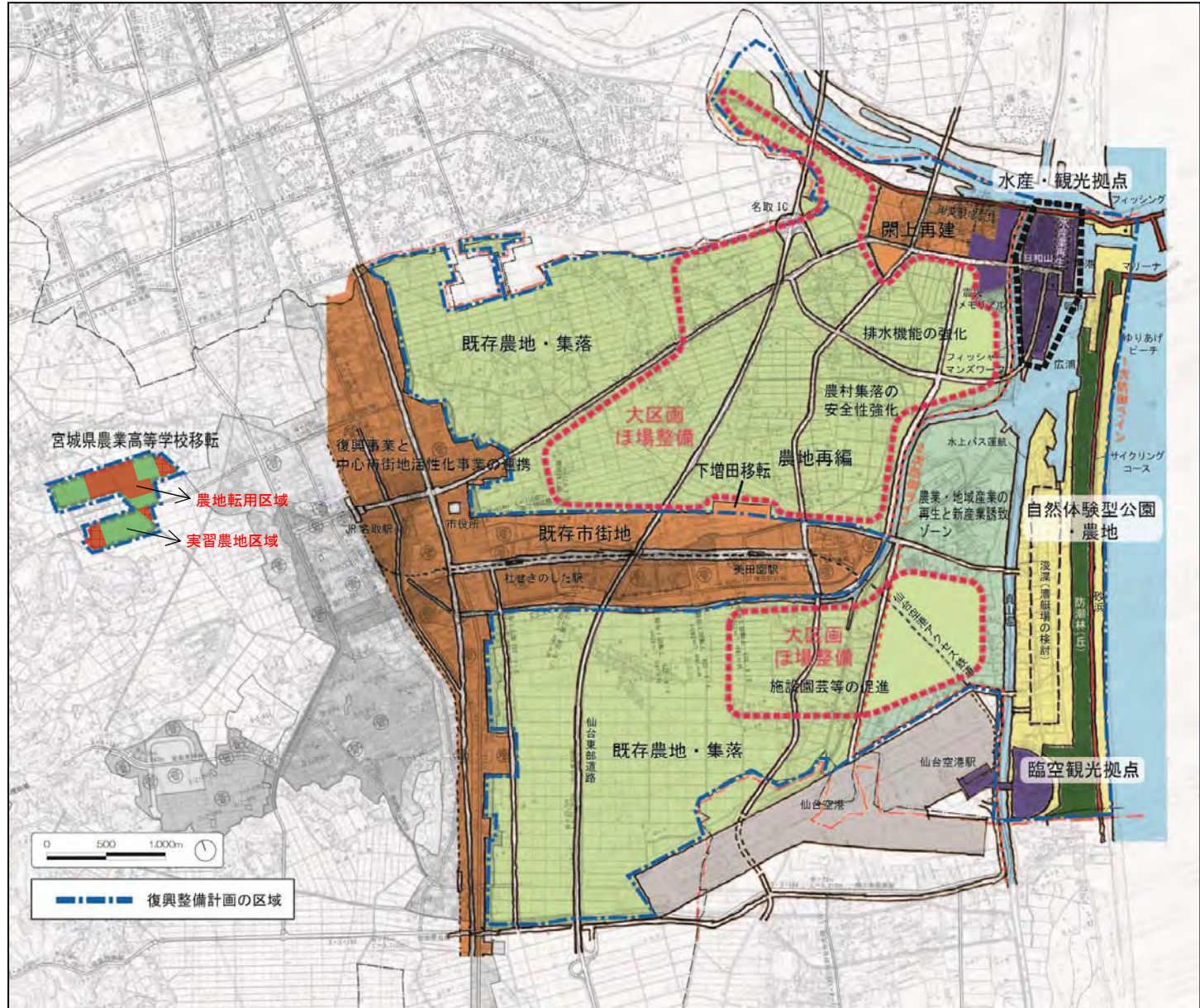
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地地区画整理事業）〔宮城県決定〕	決定	121.8ha		
			・都市計画（道路）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画道路（5路線） ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園）〔名取市決定〕	廃止			※廃止する都市計画公園（2箇所） ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域）〔名取市決定〕	変更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路 C道路	・都市計画（道路）〔宮城県決定〕	変更			※変更する都市計画道路（2路線） ・名取駅閉上線 ・仙台閉上線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺1/25,000以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発 事業	A地区	○										
			○										
2	集団移転促 進事業	D地区	○	○									
			○										
3	その他施設 の整備に関 する事業	E地区	○	○									
			○										
4	都市施設の 整備に関す る事業	F地区	○										
			○										
5	その他施設 の整備に関 する事業	G-1	○										
			○										
6	その他施設 の整備に関 する事業	G-2	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



復興整備事業総括図

F 都市施設の整備に関する事業(学校)

A 被災市街地復興土地区画整理事業

B 都市施設の整備に関する事業(道路)

A-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-1 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

A-1 集団移転促進事業

C 都市施設の整備に関する事業(道路)

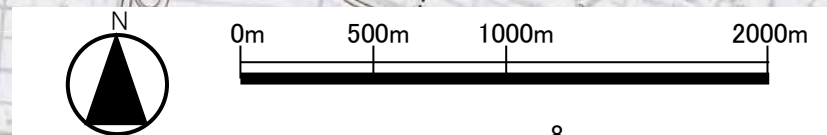
境堀排水路

D 集団移転促進事業

E その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

- 行政区域
- 復興整備計画の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 農地転用区域
- 実習農地区域
- 移転元

凡	例
都市計画区域(市域)	都市計画道路
市街化区域	交通広場・駅前広場
第一種低層住居専用地域	都市計画公園
第二種低層住居専用地域	ごみ焼却場
第一種中高層住居専用地域	トラックターミナル
第二種住居地域	火葬場
準住居地域	東北縦貫自動車道
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係
 (農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
○水田地帯は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、引き続き水稲を中心とした土地利用型農業の振興を図る。 ○水田地帯に点在する施設園芸については農業施設の早期復旧等を進め、農業の早期再開を図る。 ○農地の集約と持続的な農業経営体制づくりを推進する。
② 農業関係施策の推進に関する方針(農業生産基盤整備等の実施予定等)
○東日本大震災復興交付金事業を活用し、沿岸部の津波により被災(浸水)した農地等について農山漁村地域の復興を目的とする生産基盤整備(区画整理660.0ha)事業を行う。単なる原形復旧だけでなく大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させる。 なお、地区の設定は、仙台市分とあわせて、用排水系統及び農地集積、区画形状を踏まえ総合的に検討し、津波被災区域と一体的に整備する必要のある最小限の範囲とし、復興に向けた地域農業の再構築を見据えた地区設定を行っている。 地区名 名取地区 面積 660.0ha(仙台市含みの全体面積769.4ha) ○農業再開に向け、東日本大震災復興交付金事業を活用し、被災農家の経済的負担の軽減、農業機械や集出荷施設(10箇所)の再整備等を行う。 ○「地域農業経営再開支援事業」、「農業基盤復旧復興整備計画策定事業」を活用し、持続的な農業経営体制づくりに向け、地域農業の組織経営化・法人化の促進、農地流動化や農地利用集積の促進、機能的な農業基盤の整備促進を行う。 ○また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部(宮城県農業園芸総合研究所圃場隣)に移転させ、将来の農業の担い手の育成及び宮城県農業園芸総合研究所との連携を図る。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するために、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針(農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針)
○農地の大区画化や利用集積、担い手の育成や農業経営体制支援により、効率的かつ持続的な農業を実現し、農業生産性の向上を図る。 ○住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うために必要最小限度とする。
② 農地の利用の方針(住宅地等の移転跡地の農業利用を含む)
○津波被害を受けた農地1,588ha(田・畑)は、農地として復旧・復興することを基本とする。 ○被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地(約118ha)及び集団移転促進事業に係る移転先住宅団地周辺の農地(39ha)は、大区画化等の農地の利用集積を図り、生産性の高い優良農地として利用する。 ○集団移転促進事業における移転元の跡地(21ha)のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な地区において、農地としての整備を検討する。 ○農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	閑上地区	市街地開発事業	住宅地	57ha [19ha]	15ha	15ha	15ha	名取市	H23-29	2,400人 860戸 〔800人 290戸〕	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域 4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、 レクリエーション施設等
			水産業再生施設 レクリエーション施設等	65ha	-	-	-					
D地区	下増田地区	集団移転促進事業	住宅地	5ha	5ha	5ha	5ha	名取市	H24-27	201人 70戸	市街化調整区域	II区域21ha、市街化調整区域 19ha <u>535人（197戸）</u> 524人（193戸） 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
E地区	下増田地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1ha	1ha	1ha	1ha	名取市	H24-27	264人 92戸	市街化調整区域	II区域21ha、市街化調整区域 19ha <u>535人（197戸）</u> 524人（193戸） 跡地利用：農地・臨空観光拠点等
F地区	高館吉田地区	都市施設の整備に関する事業	学校	33ha	15ha 【33ha】	15ha 【33ha】	15ha 【33ha】	宮城県	H25-29	-	市街化調整区域	III区域33ha、市街化調整区域 跡地利用：メガソーラー施設
G-1	高柳辻地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1ha	1ha	1ha	0ha	名取市	H26-29	140人 50戸	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域 4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、 レクリエーション施設等
G-2	高柳圭田地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	2ha	1ha	1ha	0ha	名取市	H26-29	140人 50戸	市街化調整区域	I区域、65ha、市街化区域 4,000人（1,500戸） 跡地利用：水産業再生施設、 レクリエーション施設等
計				61ha	38ha	38ha	36ha			1,545人 552戸		

※ [] は市街地拡大部分の面積を示す。（ ） は移転に伴う市街地拡大部分の予定人口（世帯数）を示す。【 】 は学校施設の総面積を示す。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
 - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。
 - (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
 - (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：A 閉上地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	15ha	完了	直轄	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	15ha	完了	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

3	農山漁村 地域復興 基盤総合 整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	15ha	未着手	補助	<p>貞山運河東側を非居住地区とすることにより、既存市街化区域内において必要な宅地面積を確保することができないため、区画整理事業区域の拡大が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年3月下旬に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
<p>② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策</p> <p>当該地は、集团的農地の縁辺部に位置することから、用水路は廃止、排水は鍋沼排水路へ付け替えを行い処理する計画としている。名取土地改良区とは平成24年2月24日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、用水路及び鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。また、被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内からの雨水排水は直接貞山運河への排出及び鍋沼排水路へ排水する計画としており、鍋沼排水路の管理者である名取土地改良区と平成24年6月下旬に調整を了した。污水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
<p>③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定</p> <p>区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。 市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	5 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

									日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～ H27	5 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	5 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>集団移転促進事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>集団移転促進事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>集団移転促進事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。</p> <p>市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17</p>

									日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。
3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	名取地区	宮城県	660.0ha	H24～H27	1 ha	未着手	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>下増田地区沿岸部の集落地区を災害危険区域及び移転促進区域とすることにより、移転先の住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成23年12月19日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成24年3月14日に協議を行い、土地区画整理事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成24年7月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>災害公営住宅整備事業の移転先区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p> <p>移転先の開発区域を拡大することに対して、平成25年1月17日に仙台地方振興事務所、平成25年1月18日に土地改良区及び東北農政局名取川土地改良建設事業建設所と調整を了した。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する境堀排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成23年12月19日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>災害公営住宅整備事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年3月を目途に行う予定である。市街化区域編入の実施予定等については、今後検討する。</p>									

① 農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	33ha	完了	直轄	<p>下増田地区に設置されていた宮城県農業高等学校について、津波で被災し現地再建が困難であることから、内陸部への移転改築が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは、平成25年3月12日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会と平成25年4月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>グラウンドへ移動する生徒の安全性の確保、住宅地域への砂ぼこりの配慮が必要となった。また、実習エリアについて、三角地から真四角の効率の良い区画に計画変更した。</p> <p>上記変更に伴い、名取土地改良区と平成25年9月2日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととした。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	33ha	完了	補助	<p>下増田地区に設置されていた宮城県農業高等学校について、津波で被災し現地再建が困難であることから、内陸部への移転改築が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは、平成25年3月12日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会と平成25年4月末に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>グラウンドへ移動する生徒の安全性の確保、住宅地域への砂ぼこりの配慮が必要となった。また、実習エリアについて、三角地から真四角の効率の良い区画に計画変更した。</p> <p>上記変更に伴い、名取土地改良区と平成25年9月2日に協議を行い、造成設計に合わせて具体的な協議を行うこととした。</p>

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

宮城県農業高等学校改築事業による校地内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する増田川に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池

を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成25年3月12日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点に協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

畜舎からの排水については、下堀用水路には放流せず、公共下水道の整備により岩沼市に位置する県南浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。

計画変更を行っても、排水計画は変更していないので、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

宮城県農業高等学校改築事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きについては平成25年10月に行う。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42～ 60	1 ha	完了	直轄	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45～ H3	1 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

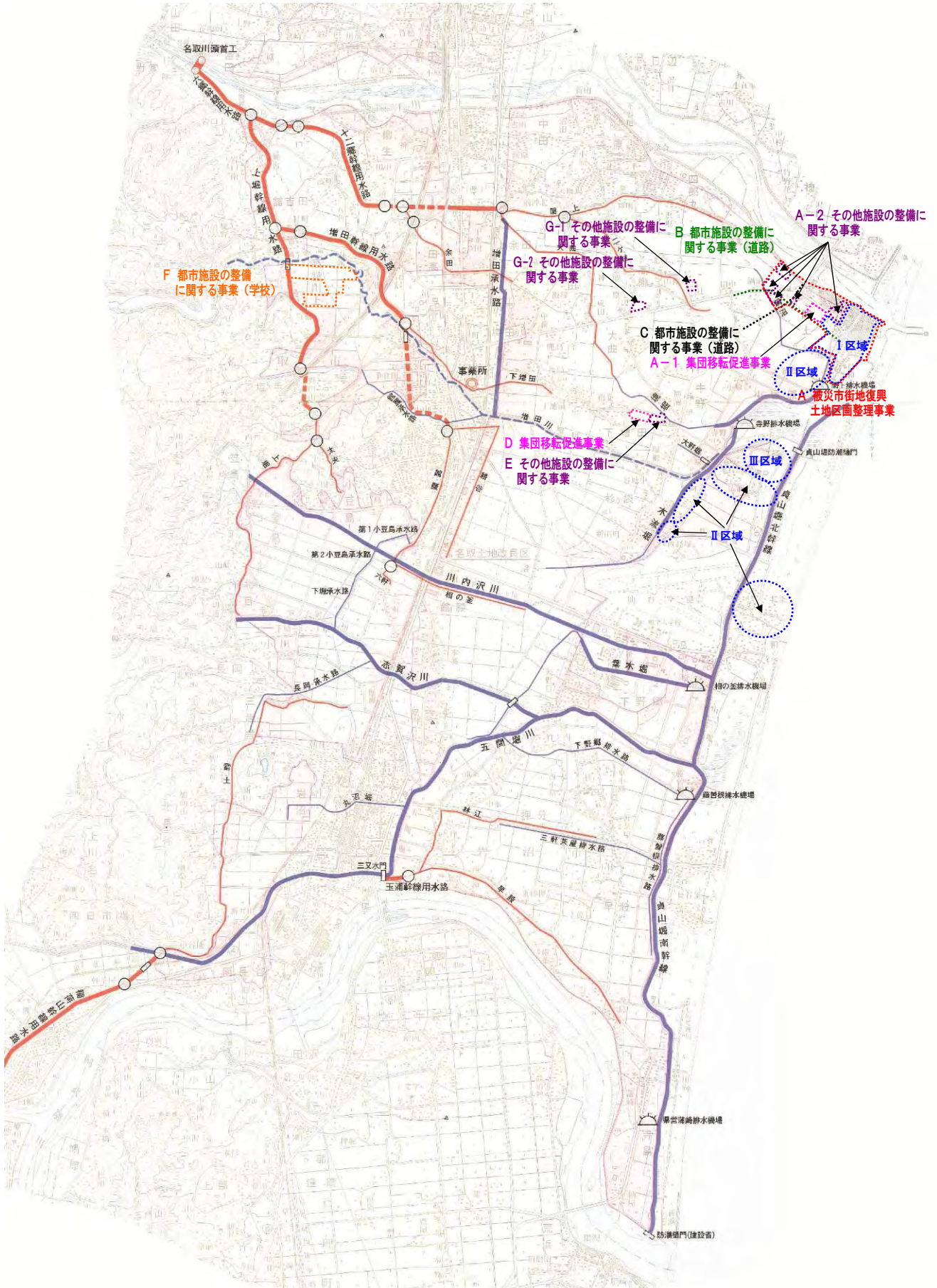
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	1 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は、隣接する排水路に放流する計画としている。なお、これについては、平成26年4月25日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、大曲処理センター（大曲地区農業集落排水事業）で処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>なお、当該事業区域は農山漁村地域復興基盤総合整備事業と隣接することから、宮城県仙台地方振興事務所とも設計時点で協議を行うこととしている。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし。									

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営かん がい排水 事業	名取川地区	農林水産 省	4,450ha	S42~ 60	2 ha	完了	直轄	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
2	県営かん がい排水 事業	名取川地区	宮城県	3,773ha	S45~ H3	2 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>

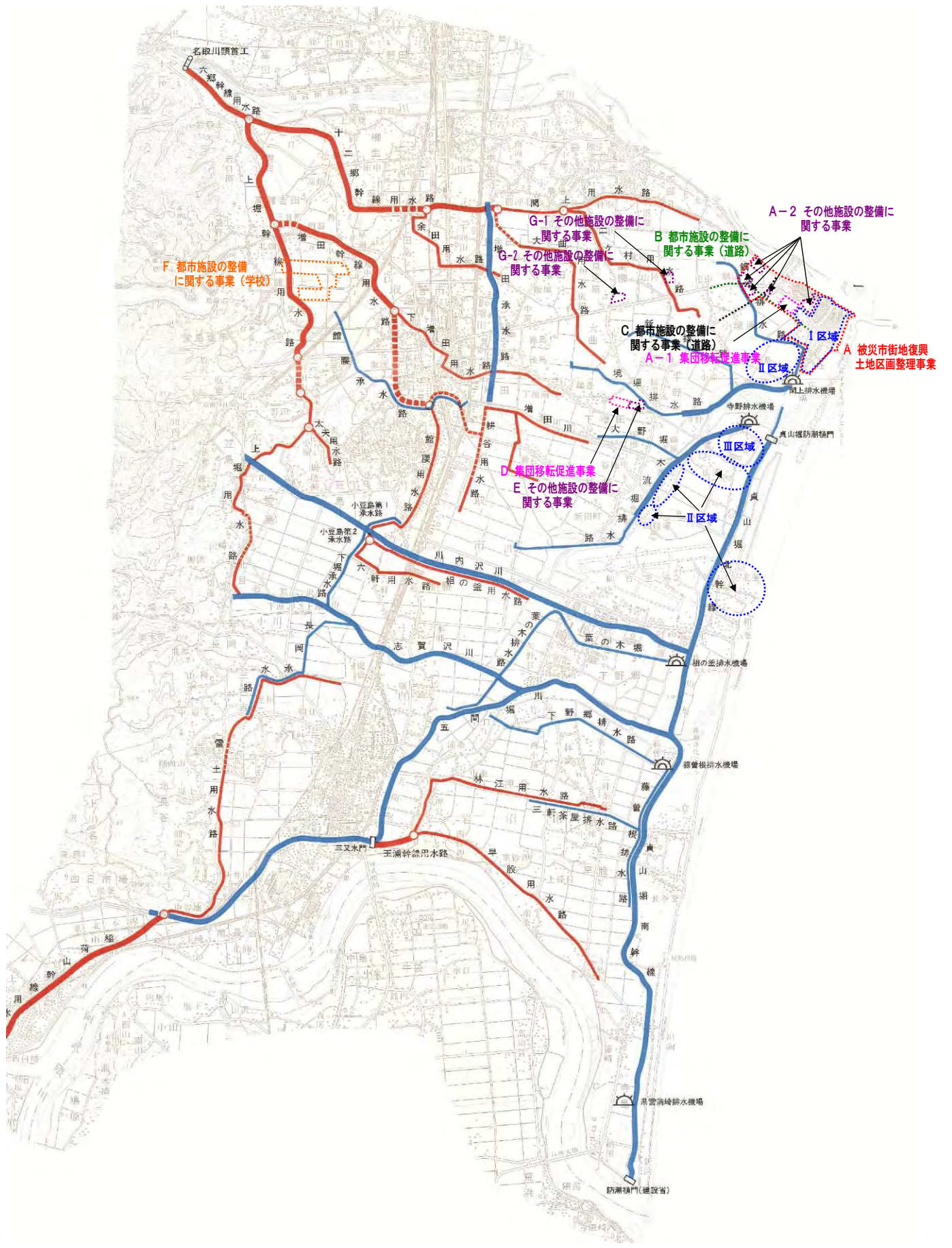
4	名取川地区農地災害復旧事業	名取川地区	宮城県	19.4ha	H23	2 ha	完了	補助	<p>閑上地区において住宅市街地を再建するにあたり、被災住民の再建意向に対応するため、当該地区への住宅団地の確保が必要である。</p> <p>名取土地改良区とは平成26年4月25日に、宮城県仙台地方振興事務所とは平成26年4月23日に協議を行い、災害公営住宅整備事業の調査設計に合わせて具体的な協議を行うこととしており、当該地を事業区域から除外することについては、名取土地改良区、名取市農業委員会、名取市農林水産課及び宮城県仙台地方振興事務所と平成26年4月に調整を了した。当該区域内の農業者に反対者はいないが、代替農地を望む場合は農業委員会と連携し農地を斡旋する。</p> <p>当該区域周辺の農地は、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進め、生産性の高い優良農地として利用し被災農家の営農コストの軽減を図る。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>災害公営住宅整備事業による住宅団地施行区域内からの雨水排水は調整池で流量調整を行い、隣接する排水路に放流する計画としている。なお、これについては、防災調整池を設置し、一時的に雨水を貯留することにより、下流排水路の洪水負担の増大に対する軽減を図ることで、平成26年4月25日に排水路管理者の名取土地改良区の概ねの了解を得るとともに、設計時点で協議を行うことで了解を得ている。また汚水排水は、大曲処理センター（大曲地区農業集落排水事業）で処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>なお、当該事業区域は農山漁村地域復興基盤総合整備事業と隣接することから、宮城県仙台地方振興事務所とも設計時点で協議を行うこととしている。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のもの
 であって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

農業関係施策図面番号 1
 国営かんがい排水事業

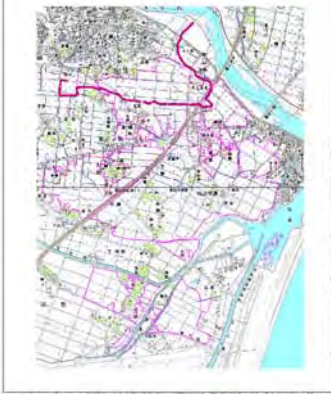


農業関係施策図面番号2
 県営かんがい排水事業



農業関係施策図面番号3
 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
 名取地区 位置図

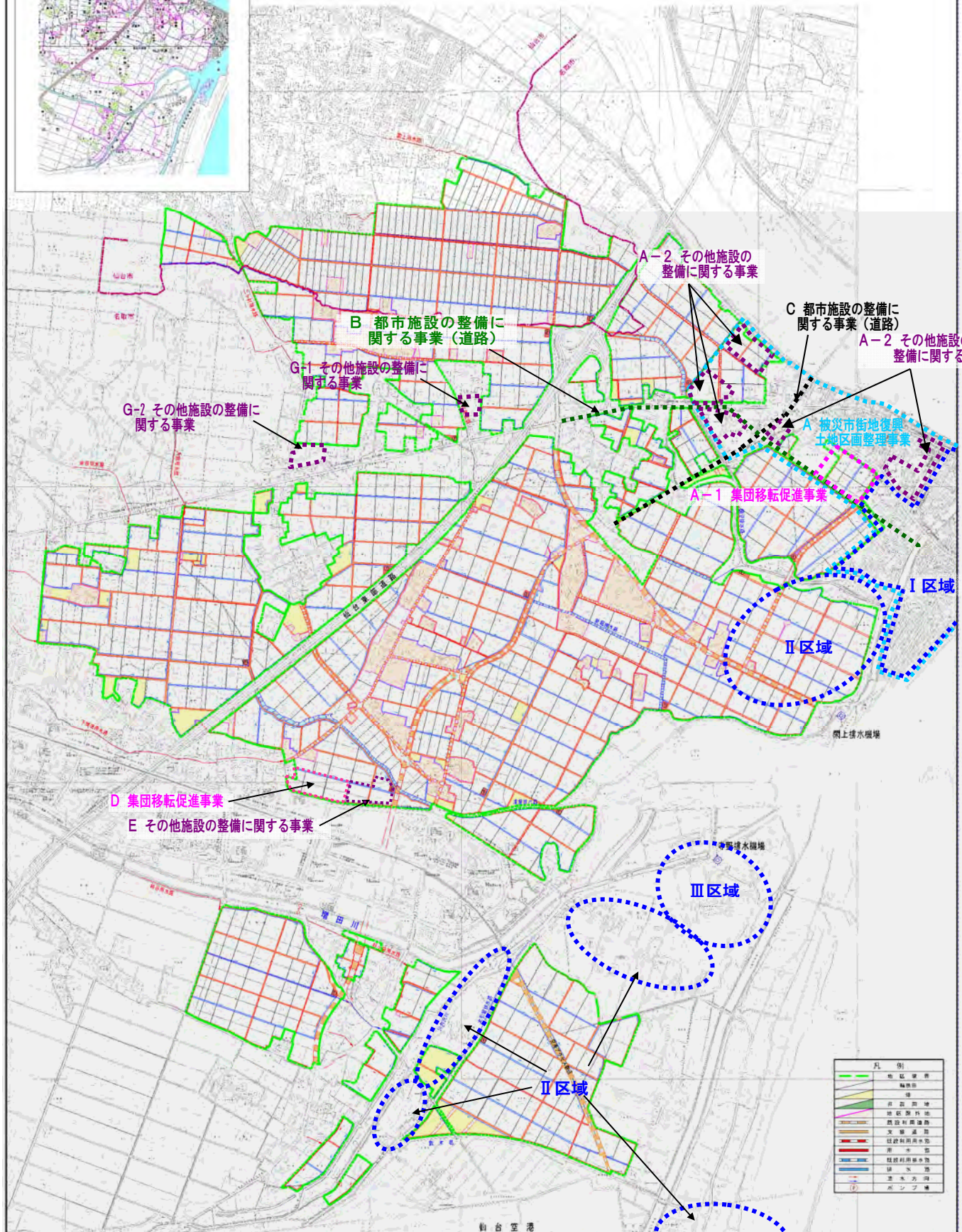
位置図



計画平面図

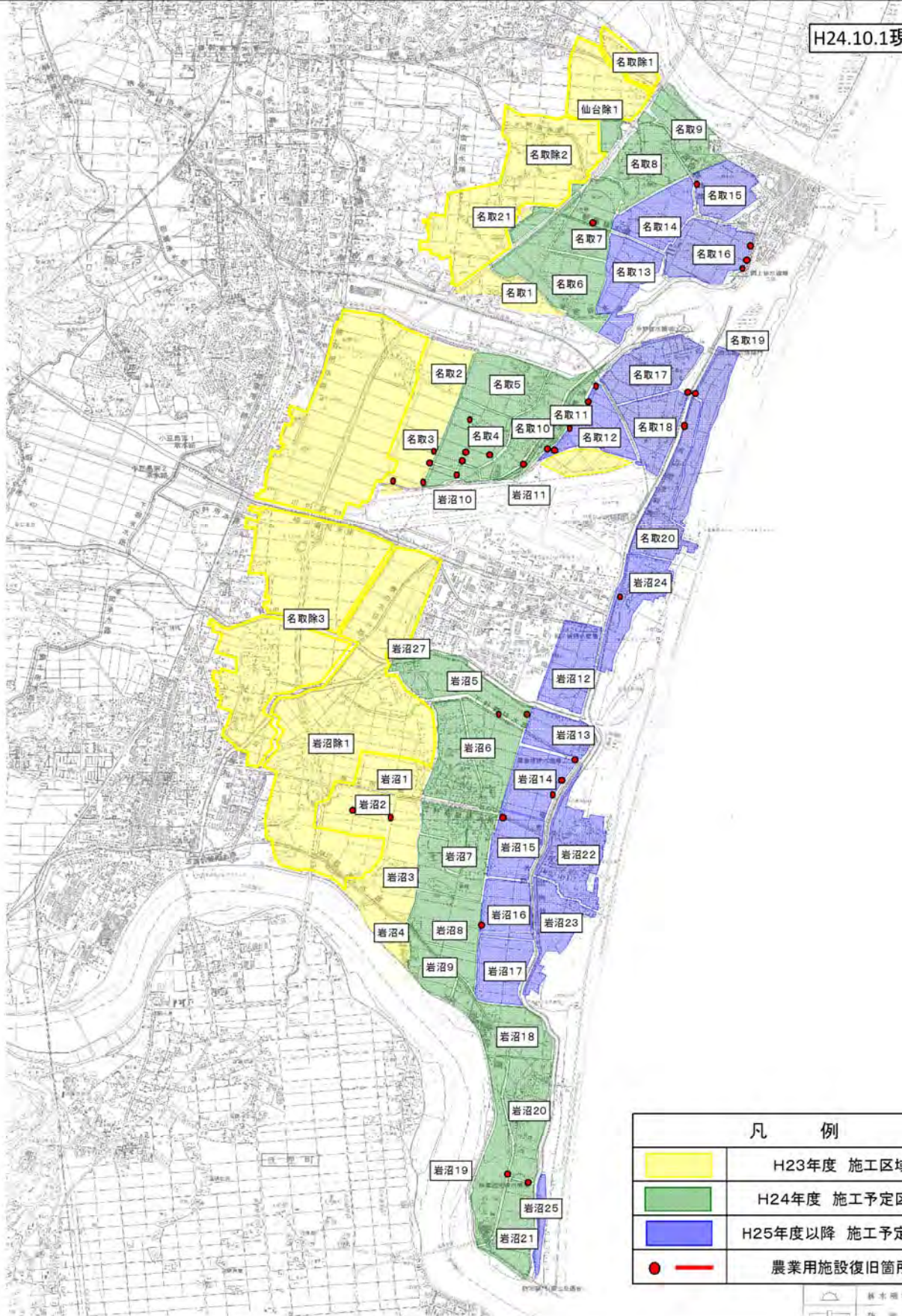
宮城県 名取地区

S=1/6,000



名取・岩沼市地区施工計画区域図（仙台市・名取市・岩沼市）

H24.10.1現在



様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	高柳辻地区	名取市

図面記号
G-1

1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	名取市長 佐々木 一十郎	略	名取市増田字柳田 80 番地					
	譲渡人	省略							
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙記載のとおり								
	計	7,082 ㎡ (田 5,153 ㎡ 畑 1,929 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は敷地内側溝を經由し水路に排水する。 耕作用道路は、既存道路を存置するため周辺農地への影響はない。 造成区域は擁壁や法面保護により、周辺農地への土砂流出を防止する。 								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名 称	農振法	都市 計画法
名取市高柳字辻	156	田	田	827	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	167-1	田	田	560	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字辻	157	畑	畑	483	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	158	畑	畑	519	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	163	田	田	427	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	166	田	田	212	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	170	田	田	1,071	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字辻	159	畑	畑	927	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字辻	160-1	田	田	198	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字辻	161-1	田	田	188	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	162-1	田	田	311	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	164	田	田	693	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	165	田	田	275	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字辻	168	田	田	391	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
計 筆	14筆			7,082				

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	高柳圭田地区	名取市

図面記号
G-2

1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	名取市長 佐々木 一十郎	略	名取市増田字柳田 80 番地					
	譲渡人	省略							
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙記載のとおり								
	計	14,829 ㎡ (田 10,198 ㎡ 畑 4,631 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は調整池を経由し水路に排水する。 耕作用道路は、既存道路を存置するため周辺農地への影響はない。 造成区域は擁壁や法面保護により、周辺農地への土砂流出を防止する。 								

記載上の注意事項

- 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用 区 分	
		登記簿	現況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名 称	農振法	都市 計画法
名取市高柳字圭田	281	田	田	727	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	302	田	田	1,013	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	303	田	田	936	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	304	田	田	722	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	305	田	田	586	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	282	畑	畑	641	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	283-1	畑	畑	364	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	284-2	田	田	386	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	283-2	畑	畑	296	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	284-1	田	田	653	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	285	畑	畑	379	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	286	畑	畑	435	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	287	田	田	1,663	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	289	田	田	814	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	291-1	田	田	762	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	295	畑	畑	756	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	296	畑	畑	1,760	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
名取市高柳字圭田	297	田	田	685	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	298	田	田	670	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
	301	田	田	581	—	—	農振地域内 農用地区域外	市街化 調整区域
計 筆	20筆			14,829				